

藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について
藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成17年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第5条第7号中「第2項」を「第3項」に改める。

第9条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により置いた浄化槽管理士に対し、第2条第2項に定める登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽管理士の資質向上のために規則で定める研修を受講させなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

第10条第2項中「第4条第5項」を「第4条第7項」に改める。

第12条第1項第4号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、浄化槽法の一部が改正され、浄化槽管理士に対する研修機会の確保に関する事項を条例で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。